

与謝野町営住宅 入居募集案内書



令和8年7月再募集分

申込期間：令和8年9月28日（月）～令和8年10月9日（金）

与謝野町役場 建設課

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

電話 0772-43-9000（代表）

0772-43-9014（直通）

FAX 0772-46-2851

目 次

1. 募集の概要	P 1
2. 再募集する住宅	P 2
3. 申込(入居)資格と申込方法	P 3～15
	P 3 ①申込(入居)資格
	P 4 ②申込方法・必要書類
	P 7 ③申込書の書き方
	P 8 ④申込書等の記入例
	P 11 ⑤収入基準
	P 15 裁量階層
4. 入居までの流れ	P 16
5. 入居決定後について	P 17
6. 注意事項	P 18
7. 位置図・間取り図	P 19～22
	P 19 天神山団地
	P 20 天神山第2団地
	P 21 男山第1団地
	P 22 山王下団地
8. 特定公共賃貸住宅について	P 23
9. 申込書類(別綴)	

1. 募集の概要

- 申込期間 令和8年9月28日(月)～令和8年10月9日(金)
午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
- 申込場所 与謝野町役場 建設課(岩滝庁舎2階)
- 申込方法 この案内書に添付してある入居申込書に記入し、必要な書類を添付して、与謝野町役場建設課までご提出ください。(郵送での申込はできません。)
(3ページ～ **3. 申込(入居)資格と申込方法** 参照)
- 募集住宅 一般住宅 5戸(2ページ **2. 再募集する住宅** 参照)
特定公共賃貸住宅 2戸(23ページ **8. 特定公共賃貸住宅について** 参照)
- 入居予定 令和9年1月上旬予定
- その他 ・申込みは1世帯1戸で、同時に2戸以上の申込みはできません。
・申込みは間違いを生じないためにも、なるべく本人又は家族の方が直接お申込みください。

2. 再募集する住宅

団地名	所在地	建設年度	募集戸数	構造 団地戸数	部屋 番号	収入 基準	家賃月額 (円)	間取り	住戸専 用面積 (㎡)	単身 入居
天神山	岩滝 1267 番地 1	H11	1 戸	中層 耐火 24	1-303 号	①	17,700～26,400	2DK 6、4.5、DK	56.6	不可
						②	17,700～34,800			
天神山 第 2	岩滝 1262 番地	H16	1 戸	木造 平屋 10	5 号	①	16,200～24,100	2DK 6、5、DK	55.0	可
						②	16,200～31,800			
男山第 1	男山 248 番地 28	H13	2 戸	中層 耐火 24	206 号	①	18,000～26,900	2DK 6、4.5、DK	56.7	不可
						②	18,000～35,500			
					304 号	①	22,100～33,000	3DK 6、6、4.5、DK	69.5	不可
						②	22,100～43,500			
山王下	幾地 2027 番地	H15	1 戸	中層 耐火 28	203 号	①	20,700～30,900	2LDK 6、4.5、LDK	66.0	不可
						②	20,700～40,700			

【特定公共賃貸住宅】

下山田	下山田 1441 番 地	H13	1 戸	耐火 構造 18	303 号	P23 参 照	108,000	4LDK 6、6、6、6、 LDK	99.72	不可
-----	--------------------	-----	-----	----------------	-------	---------------	---------	-------------------------	-------	----

【特定公共賃貸住宅】については、23ページを参照してください。

1. 家賃

家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。入居時の家賃月額は、入居決定の通知書にてお知らせします。

※収入基準欄の②は、裁量階層（15ページ参照）に該当する世帯です。

2. 敷金

入居決定から入居日までに家賃の3ヶ月分を納めていただきます。

3. 駐車場

駐車場を有料で設けています。（原則1戸に1台）入居決定後に、別途申し込みが必要です。（3,000円/月/台）

4. 設備等

主要室内（リビング、洋室等）の照明器具、エアコン等については、入居者の方で設置していただくことになります。

5. 共益費

家賃のほか、団地で決められた隣組費等が必要です。

3. 申込(入居)資格と申込方法

①申込(入居)資格

- 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある人または婚約者を含む）があること。
- 入居の際には申込者全員（婚約者を含む）が同時に入居できること。
- 申込後、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く）は認められません。
- 同居親族が婚約者である場合は、令和8年12月31日までに入籍する方に限ります。（令和8年12月31日までに婚姻届受理証明書を提出されない場合、状況が変わった場合は、申込みは無効となります。）
- 世帯を不自然に分割・同居等をしての申込みは認められません。（特別の事情がない限り父母・夫婦の別離、兄弟のみの入居、祖父母と孫のみの入居は認められません）
- 事実婚の配偶者については、住民票などにより確認できること（住民票の続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」であること）。
- 未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申込できません。
- 現に住宅に困窮していることが明らかであること。（住宅狭小、高家賃、結婚など）原則として、自家所有者、公営住宅（町営住宅、府営住宅等）の名義人は申込できません。
- 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員ではなく、入居後においても暴力団員とならない者であること。
- 公営住宅法及び与謝野町営住宅条例で定められた範囲の収入であること（詳しくは11ページの収入基準をご覧ください）。
- 地方税等を滞納していない者であること。

〈申込みについての注意〉

1 次のような場合は、申し込みをされても失格となります。

- （1）申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
- （2）事実と違うことを書いて申し込んだとき。
- （3）住民票、所得を証明する書類、その他町が指定した必要な書類が提出されないとき。

2 自家所有者の申込みについて

自家所有者は、原則として申し込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる方は、申し込むことができます。

ただし、次の書類が必要です。

- （1）媒介契約書、競売開始決定通知書等……………（申込み時に提出）
- （2）所有権移転登記後の登記簿謄本、売却決定通知…（令和8年12月31日までに提出）

3 離婚協議中の申込みについて

夫婦を分割しての申し込みは原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は申し込むことができます。

ただし、令和8年12月31日までに離婚届受理証明書が提出されないと失格になります。

② 申込方法・必要書類

この案内書に添付してある入居申込書に記入し、必要な書類を添付して、与謝野町役場建設課までご提出ください。(郵送での申込はできません。)

提出いただく書類

●町営住宅入居申込書（この案内書に添付の様式）

●住民票謄本（入居予定者を含む世帯全員（婚約者を含む）） ※注1

●所得を証明する書類（入居予定者全員分） ※注2

●滞納のない証明願（入居予定者全員分） ※注3

（税目：府県民税・市町村民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税・都市計画税）

※督促、延滞料金を含む

●自活状況申立書（単身入居の方のみ）

●障害のある方は、障害者手帳等の写し

●~~健康保険証の写し（与謝野町の国民健康保険証を除く）~~

●その他 ※注4

※注1 住民票について

入居予定者を含む世帯全員の住民票（謄本）を提出してください。

「世帯主名」・「世帯主との続柄」の記載のある住民票が必要です（続柄の記載が省略されているものは不可となります）。

同居世帯で世帯分離や結婚等で申込む場合も同様に住民票（謄本）をお願いします。

【具体例】結婚予定で申し込みをする方は、入居申込者及び婚約者の両方の同居世帯全員が記載されている住民票を提出してください。

※注2 所得を証明する書類について

《 給与所得の方 》

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証明先
令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで	○令和8年度課税証明書 または、所得証明書	市町村
令和7年1月2日以降に就職し、申込み時までに1年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった 1年間	○令和8年度課税証明書 または、所得証明書 ○給与支払証明書	市町村 勤務先
勤務されてから1年未満の方	就職した月の翌月から申込月の 前月まで	（この案内書に添付のもの） ※両方とも提出のこと	（証明印のある もの）

◎就職後 1 年未満の方の年間総収入金額算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入－賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ヶ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

《 事業所得の方 》

現在の事業	所得の計算期間	証明書の種類	証明先
令和 7 年 1 月 1 日以前から引き続き営業している方	令和 7 年 1 月 1 日から 令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで	○令和 8 年度課税証明書 または、所得証明書	市町村
令和 7 年 1 月 2 日以降に開業し、申込み時までに 1 年以上営業している方	申込月の前月からさかのぼった 1 年間	○令和 8 年度課税証明書 または、所得証明書 ○営業実績明細書	市町村 本人による証明
現在の事業を開業後、申込時までに 1 年未満の方	開業した月の翌月から申込月の 前月まで	(この案内書に添付のもの) 「総収入－必要経費＝所得」を 月別に記入 ※両方とも提出のこと	

◎開業後 1 年未満の方の年間総所得金額算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入－必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ヶ月} = \text{推定年間総所得金額}$$

※上記証明書は、申込み時に収入のある方全員について、令和 8 年 1 月 1 日時点の居住地の市区町村で交付を受けてください。(生活保護扶助費・雇用保険・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。)

《 年金収入の方 》

- 課税対象となる年金（国民年金・厚生年金等）収入のある方
 - ・令和 8 年度課税証明書（所得証明書）
 - ・年金通知書等（令和 7 年 1 月 2 日以降年金額が変更になった方のみ）
- 課税対象とならない年金（遺族年金・障害年金等）がある方
 - ・令和 8 年度課税証明書（所得証明書）
- 令和 7 年 1 月 2 日以降に年金等を受給開始された方は、令和 8 年度課税証明書（所得証明書）と併せて、直近の年金証書の写し又は年金振込通知書（ハガキ）の写しを提出してください。

《 生活保護を受給されている方 》

直近の生活保護受給証明書を提出してください。

《 収入のない方 》

収入のない方で、そのことが課税証明書（所得証明書）の扶養欄で確認できない方は、次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

1 在学証明書

申込者・同居予定者のうちで高校・短大・大学・各種学校に在学中の方

2 無職無収入証明

健康保険証（与謝野町の国民健康保険証を除く）、民生委員による無職証明または市町村発行の非課税証明書

3 元の勤務先で発行した退職(予定)証明書または雇用保険受給資格者証の写し

※退職予定の場合は令和8年12月31日までに退職する方に限ります。

4 その他町長が必要とする書類

※注3 滞納のない証明について

申込者及び同居者全員の滞納のない証明について、次表の区分により必要書類を提出してください。

居住地	証明書の種類	証明依頼先
令和7年1月1日以前から与謝野町内に居住されている方	○滞納のない証明願 (この案内書に添付のもの)	・与謝野町役場 住民税務課 (加悦庁舎)
申込み日現在、与謝野町外に居住されている方	○滞納のない証明願 (この案内書に添付のもの) ただし、市町村により「滞納のない証明願」では対応できない場合もありますので、その場合それぞれの市町村で発行する滞納のないことの分かる証明書、納税証明書も可とします。	・申込日現在居住されている市町村 ・令和7年1月2日以降に現住所地向へ転入されている場合は、前住所地の市町村 ※両方の証明書が必要
令和7年1月2日以降に与謝野町に転入された方	○滞納のない証明願 (この案内書に添付のもの) ただし、市町村により「滞納のない証明願」では対応できない場合もありますので、その場合それぞれの市町村で発行する滞納のないことの分かる証明書、納税証明書も可とします。	・与謝野町役場 住民税務課 (加悦庁舎) ・与謝野町転入前の住所地の市町村 ※両方の証明書が必要

※「府県民税、市町村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、都市計画税（督促、延滞料金を含む）」について、各市町村窓口で証明書の交付を受けてください。

※注4 その他

1 扶養親族に変更のある方

令和8年1月1日以降申込日までに扶養親族等控除関係に変更のあった方は、変更のあったことのわかる書類（国民健康保険証以外の健康保険証等）を提出してください。

2 立ち退き要求により申込みをされる方

家主の立ち退き要求書を提出してください。

（立退き要求に係る詳細な理由、立退き期日を記載したもので家主の記名押印、連絡先、記載日付のあるもの）

3 その他必要に応じて別途書類を提出又は提示していただく場合があります。

③ 申込書の書き方

※各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭で判明し難いものや、事実と異なった記入をした場合は、申込みが無効となります。

【申込書：表面】

- 1 「現住所」は申込時住んでいる場所を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族・他人の家に同居・間借り等をしている方はその家の世帯主名を記入してください。
- 2 「勤務先の所在地」は現在通勤している場所を記入してください。例えば、営業所勤務の場合は、営業所の場所を記入してください。（一時的な勤務先は除く）
- 3 「入居申込者及び同居親族」の欄は、続柄・年齢を正確に記入してください。また、婚約者の場合は続柄を“婚約者”と記入してください。
- 4 「1年間の収入額」は、⑤収入基準（11～14ページ）の説明をよく読んで記入してください。
- 5 「階層の区分」欄は、15ページの「裁量階層」をご覧頂き、該当する項目を選んでください。複数該当する場合は、いずれか一つを選んでください。また、その場合は15ページに記載されている必要書類を提出してください。
- 6 「希望別団地名」の欄は、再募集する住宅（2ページ）一覧から入居を希望される団地名及び号数を記入してください。

【申込書：裏面】

- 7 婚約者と申込みをする方は「婚約証明」の欄も記入してください。
- 8 「住宅の困窮理由」は、該当する事項を選び、「住宅狭小」「高家賃」「結婚」「立退き要求」「生活施設不便」等具体的に記入してください。
（記入欄に書ききれない場合は任意様式による提出も可）
- 9 「現在居住付近見取図」は、わかりやすく記入してください。
（記入欄に書ききれない場合は任意様式による提出も可）

④ 申込書等の記入例

<入居申込書の記入例>

(記入例：表)

※申 込 受付番号	
--------------	--

町 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和〇〇年 月 日

申 込 者	現 住 所	〒 629 - 2292 与謝野町字岩滝000番地 ヨサノアパート101号 電話(0772) 46 - 0000				
	フリガナ	ヨサノ タロウ	生 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日		
	氏 名	与謝野 太郎 印				
	勤務地の名称 及び所在地	電話 (0772) 46-3001				
入 居 申 込 者 及 び 同 居 親 族	フリガナ	続柄	年齢	職 業 (学年)	1年間の収入額	同居・別居 の別 (現在)
	氏 名					
	ヨサノ タロウ	本人	36	会社員	3,000,000 -	
	与謝野 太郎					
	ヨサノ ハナコ	妻	30	パート	600,000 -	同居・別居
	与謝野 花子					
	ヨサノ イチロウ	子	12	小学校 6年生	0 -	同居・別居
	与謝野 一郎					
						同居・別居
						同居・別居
					同居・別居	
					同居・別居	
階 層 の 区 分		障害者・高齢者・戦傷病者・原子爆弾被爆者・引揚者・ハンセン病療養 入所者等・義務教育終了前 <u>該当しない</u>				
希 望 別	団 地 名			現 住 居	自 家・借 家・ <u>アパート</u> ・ 間借り・同 居・ その他 ()	
	〇〇団地 第 〇〇 号					

※印の欄は、記入しないでください。

該当する事項を○で囲んでください。(裏面も同じ)⇒裏面も必ず記入してください。

申込みは、1世帯1住宅ですので、二重申込みされますと全部無効となります。

(記入例：裏)

婚 約 証 明	(本人)住所 氏名	(婚約者)住所 氏名
	上記の両名は婚約中であり、 年 月 日に婚姻の予定であることを 証明いたします。 仲 人(又は婚約者の父母) 氏名 ㊤ (歳) 住 所 () 職業	
住宅の 困窮 理由に○ 印をつ けてく ださい。	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。 2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居し、著しく生活上の不便を受けている。 4 住宅がないため、親族と同居することができない。 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯数との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある。 6 正当な理由による立ち退きの要求を受けているが、立ち退き先がない。 7 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔地に居住を余儀なくされている。 8 現在、収入に比べ著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。 9 1～8以外の理由で現に住宅に困窮している。	
	(具体的にお書きください。) <u>上記の中から該当する住宅困窮理由に○をつけ、具体的に 記入(書ききれない場合は別紙添付でも可)</u>	
現在 居住 付 近 見 取 図	<u>住宅地図添付でも可</u>	

上記のとおり町営住宅に入居を申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(同居人を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。

令和〇〇年 月 日

与謝野町長 佐賀 利裕 様

氏 名 与謝野 太郎 ㊤

＜滞納のない証明願の記入例＞

滞納のない証明願

(与謝野町営住宅入居申込み用)

申請者 住 所 **与謝野町字岩滝 1798-1**
氏 名 **与謝野 太郎**

以下の者について、現在 **与謝野町** 市・町・村において税の滞納がないことを証明願います。

記

上記市町村での住所地	与謝野町字岩滝 1798-1
------------	-----------------------

氏 名	生 年 月 日
与謝野 太郎	T・S・H・R 48 年 1 月 20 日生
与謝野 花子	T・S・H・R 53 年 2 月 6 日生
与謝野 一郎	T・S・H・R 9 年 6 月 20 日生
	T・S・H・R 年 月 日生
	T・S・H・R 年 月 日生
	T・S・H・R 年 月 日生

※申込み本人及び同居者全員の氏名を記入してください。

上記の者は、現在 市・町・村において地方税（府県民税・市町村民税・軽自動車税・国民健康保険税・固定資産税・都市計画税）の滞納がないことを証明します。（督促、延滞料金を含む。）

※ 但し、確認日 年 月末日以前の納期到来分について

令和 年 月 日

市町村長名

印

住所地の市町村での証明が必要です。

⑤ 収入基準

- 1 入居しようとする世帯の月額所得が 158,000 円以下（裁量階層に該当する世帯については 214,000 円以下）の場合に申込みができます。

月額所得の求め方は、下記の算式により年間所得金額から控除額を差し引いた額を 12 で除すことで求めることができます。

算 式

$$\text{月額所得} = \{ \text{年間所得金額} - \text{一般控除額} - \text{特別控除額} \} \div 12$$

注）求めた月額所得が 158,000 円以下→申込みができます。

158,001 円以上→申込みができません。

ただし、裁量階層の世帯については、214,000 円以下であれば申込みが出来ます。

- 2 裁量階層とは次に掲げる世帯です。（15 ページ参照）

身体障害者（1～4 級）、精神障害者（1 級・2 級）、知的障害者（精神障害の程度と同程度）、高齢者、戦傷病者（特別項症から第 6 項症、第 1 款症）、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者（5 年未経過）、ハンセン病療養所入所者等、義務教育終了前の子どものいる世帯

※ 「年間所得金額」の求め方

1 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出する。

（2 人以上の場合は、それぞれ算出したものを合算のこと。）

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
651,000 円未満	0 円
651,000 円以上 ～ 1,900,000 円未満	年間総収入金額 － 65 万円
1,900,000 円以上 ～ 3,600,000 円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－8 万円
3,600,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－44 万円
6,600,000 円以上 ～ 8,500,000 円未満	年間総収入金額×0.9 － 110 万円

★端数整理の方法（年間総収入金額が 1,900,000 円以上 6,600,000 円未満の場合のみ）

年間総収入金額を 4,000 で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000 をかけてください。

（例）2,859,999 円の場合

$$2,859,999 \div 4,000 = 714.99 \quad 714 \times 4,000 = 2,856,000 \text{ 円}$$

2 事業所得者の場合

年間総収入金額から必要経費を控除した額。

3 年金所得者の場合

次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金所得金額」を算出する。

（2 人以上の場合は、それぞれ算出したものを合算のこと。）

受給者の年齢	年間年金総収入金額（A）	年間年金所得金額
65 歳未満の方 昭和 36 年 1 月 2 日 以後に生まれた方	60 万円以下	= 0
	60 万円を超え 130 万円未満	(A) - 60 万円
	130 万円以上 410 万円未満	(A) × 0.75 - 27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	(A) × 0.85 - 68 万 5 千円
	770 万円以上の場合	(A) × 0.95 - 145 万 5 千円
65 歳以上の方 昭和 36 年 1 月 1 日 以前に生まれた方	110 万円以下	= 0
	110 万円を超え 330 万円未満	(A) - 110 万円
	330 万円以上 410 万円未満	(A) × 0.75 - 27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	(A) × 0.85 - 68 万 5 千円
	770 万円以上の場合	(A) × 0.95 - 145 万 5 千円

4 申込家族の中に前記 1 ～ 3 に該当する所得者が複数ある場合は、それぞれ算出し合計した額。

※ 「一般控除額」「特別控除額」の求め方

1 4 ページに該当する控除対象者がある場合は前記 1 ～ 4 により算出した年間所得金額から次にあげる額を控除することができます。

一般控除額・・・同居親族控除 380,000 円×控除対象者人数（申込者本人除く）

特別控除額・・・老人扶養親族 100,000 円×控除対象者人数

特定扶養親族 250,000 円×控除対象者人数

以下 1 4 ページ参照

※《月額所得算出例》申込者、配偶者、子の 3 人世帯の場合

○申込者・・・43 歳の会社員で年間給与収入額 3,591,999 円（年間所得額 2,331,600 円）

○配偶者・・・40 歳のアルバイトで年間給与収入額 1,100,000 円（年間所得額 450,000 円）

○子・・・17 歳の高校生（所得無し）

・年間総所得金額（世帯）= 2,331,600 円 + 450,000 円 = 2,781,600 円

・一般控除額 = 380,000 円（親族控除）× 2 人 = 760,000 円

・特別控除額 = 250,000 円（特定扶養親族控除）× 1 人 = 250,000 円

算式に当てはめると

月額所得 = (2,781,600 円 - 760,000 円 - 250,000 円) ÷ 12 = 147,633 円

よって

月額所得 158,000 円以下のため収入基準を満たします。（裁量階層に該当する世帯については、158,000 円以下が 214,000 円以下に緩和されます。）

※ 「年間総収入金額」「年間総所得金額」でみる基準早見表

控除（14ページをご覧ください）が同居親族等控除のみの場合は、次の基準早見表（1）、（2）の金額の範囲に該当すれば収入基準を満たしていることになります。

【年間総収入金額による基準早見表（1）】

- ・申込家族の中で給与所得者が1人の場合

種別	区分	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
町営住宅	①	0円 2,967,999	0円 3,511,999	0円 3,995,999	0円 4,471,999	0円 4,947,999	0円 5,423,999	0円 5,895,999
	裁量階層	0円 3,887,999	0円 4,363,999	0円 4,835,999	0円 5,311,999	0円 5,787,999	0円 6,263,999	0円 6,720,000

（注）裁量階層（15ページ参照）に該当する世帯については、区分欄②の収入基準となります。

【年間総所得金額による基準早見表（2）】（年間所得金額の求め方は、11ページ参照）

- ・申込家族の中に複数の給与所得者がいる場合
- ・事業所得者の場合
- ・申込家族の中に給与所得者・事業所得者・年金所得者等複数の所得者がいる場合

種別	区分	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
町営住宅	①	0円 1,896,000	0円 2,276,000	0円 2,656,000	0円 3,036,000	0円 3,416,000	0円 3,796,000	0円 4,176,000
	裁量階層	0円 2,568,000	0円 2,948,000	0円 3,328,000	0円 3,708,000	0円 4,088,000	0円 4,468,000	0円 4,848,000

（注）裁量階層（15ページ参照）に該当する世帯については、区分欄②の所得基準となります。

【収入計算で控除する種類と控除額】

種 類	要 件	控 除 額
同居親族等 控除	同居者、所得税法に規定する同一生計配偶者、遠隔地扶養親族	1 人につき 38 万円
老人控除対象 配偶者 老人扶養親族	70 歳以上の方	1 人につき 10 万円
特定扶養親族	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	1 人につき 25 万円
障害者 ※特別障害者 を除く	イ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1 人につき 27 万円
特別障害者	イ 身体障害者手帳の交付を受けている方で 1 級又は 2 級に該当する方 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第 3 項症までに該当する方 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ニ 心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と指定された方 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で 1 級に該当する方	1 人につき 40 万円
寡 婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない方で、次のイ～ロの <u>いずれかに</u> 当てはまる方 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいる場合は対象外 イ 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が 500 万円以下の方 ロ 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が 500 万円以下の方	所得がある場合 27 万円 ※所得金額が 27 万円未満の場合はその額
ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次のイ～ロの <u>全てに</u> 当てはまる方 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の方がいる場合は対象外 イ 総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子がおり、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること	所得がある場合 35 万円 ※所得金額が 35 万円未満の場合はその額
所得調整控除	給与又は年金所得がある場合	1 人につき 10 万円 ※所得金額が 10 万円未満の場合はその額

【裁量階層】

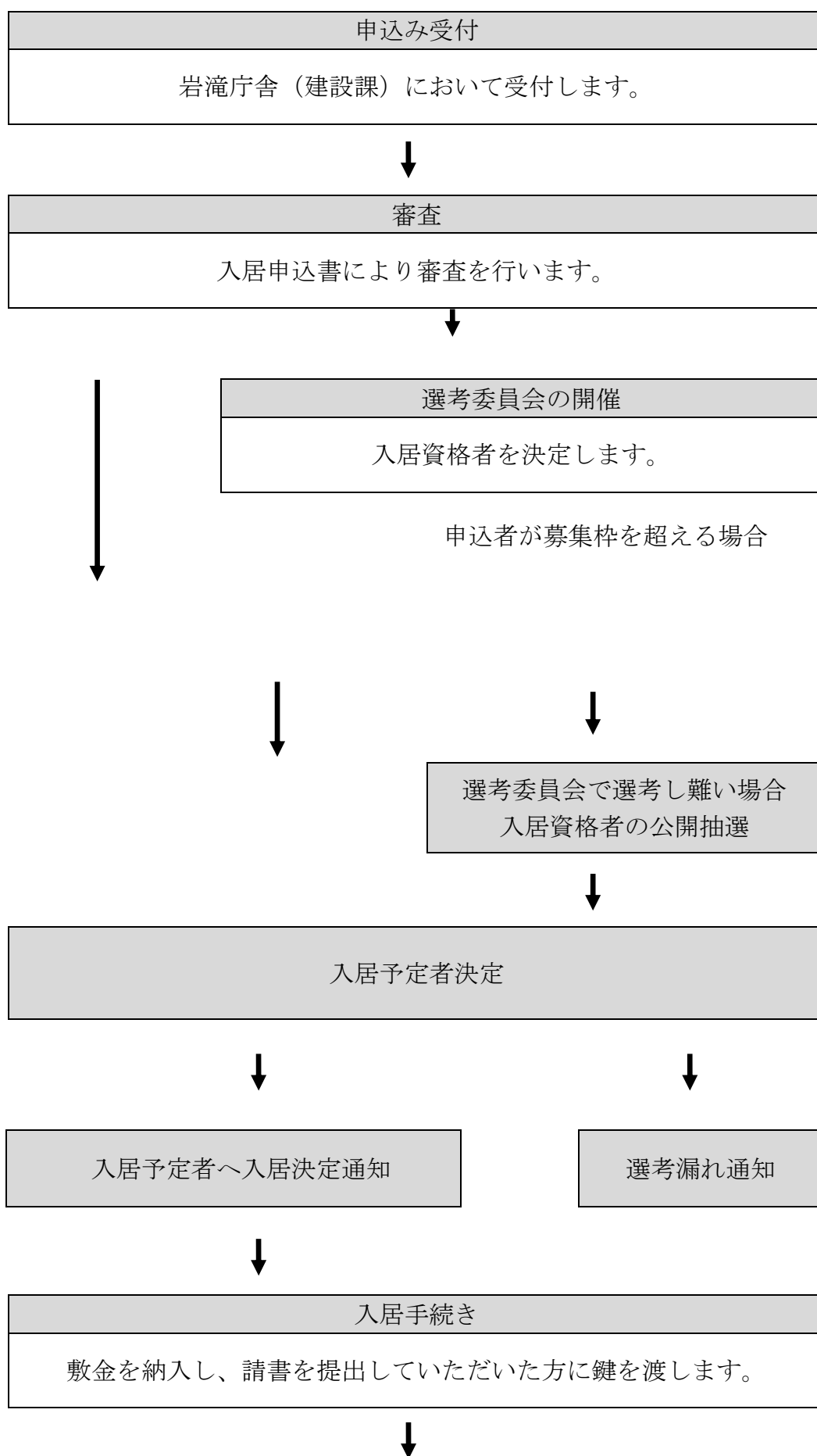
次のいずれかに該当する世帯については、収入基準の月額所得 158,000 円以下が 214,000 円以下に緩和されます。

13 ページの年間総収入金額【基準早見表(1)】又は年間総所得金額【基準早見表(2)】区分欄②の金額となります。

世帯区分	要 件	必要書類
障 害 者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合 ロ 申込者が60歳以上の者（単身者）	世帯全員の住民票
戦傷病者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引 揚 者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
義務教育終了前の子どもがいる世帯	入居時点において、同居者に義務教育（中学校）終了までの者がいる場合	世帯全員の住民票

※申込時点で上記に該当していた世帯であっても、該当する要件が満たされなくなった場合は、収入基準が区分欄①の金額となり、家賃月額が増加することがあります。

4. 入居までの流れ



入 居
入居可能日（決定通知書に記載）から 15 日以内に入居してください。

5. 入居決定後について

1. 家賃の決定

- ・家賃については、入居者の収入及び入居される住宅により家賃を決定します。
（入居決定時に通知する入居決定通知書に記載します）

2. 敷金の納付

- ・家賃月額 of 3 ヶ月分を入居可能日までに納付していただきます。
（入居可能日は入居決定通知書に記載します）

3. 請書の提出

- ・請書を入居可能日までに提出していただきます。
- ・請書には入居者本人の印鑑証明書が必要です。

4. 入居日

- ・入居可能日から 15 日以内に入居してください。

5. 入居資格の失格条件

入居決定通知を受けた方で、次の場合は入居資格がなくなります。

- ・二重申込み又は虚偽の申込みをされた方
- ・入居可能日から 15 日以内に全員入居できない方
- ・結婚予定で申込みをされた方で、指定日までに婚姻届受理証明書を提出されなかった方
- ・離婚による申込みをされた方で、指定日までに離婚届受理証明書を提出されなかった方
- ・自家所有による申込みをされた方で、指定日までに役場が求める書類を提出されなかった方
- ・指定日までに敷金の納付及び請書を提出されなかった方

6. 緊急連絡先の届け出

- ・入居されるにあたり緊急連絡先の届け出をしていただきます。
- ・入居者の安否確認等、緊急時に連絡をさせていただく場合がありますので、同居者以外の親族で常に連絡を取ることが可能な方について届出をお願いします。（親族が難しい場合は法人その他の団体でも構いません）

6. 注意事項

以下の事項は、町営住宅をご利用頂くための注意事項と、より快適な生活を営むために守るべき最低限のルールとなります。

- 1 毎月の家賃は必ず納期限までに納付してください。
 - ・家賃を3ヶ月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただくことがあります。
- 2 入居者は、毎年収入の申告をしていただきます。
 - ・収入等により家賃を算定するため、毎年家賃が変わる場合があります。
 - ・入居後3年を経過し公営住宅法に定める一定の所得月額を超える方は、収入超過者と認定され、家賃が入居されている住宅の近傍同種住宅家賃（民間賃貸住宅並の市場家賃）になる場合があります。
また、町営住宅に引き続き5年以上入居されている方で収入超過者に認定された方のうち極めて所得の高い方には、住宅の明渡し請求を行います。
- 3 不正入居をした場合は、全員が退去しなければなりません。
- 4 暴力団員であるにもかかわらず偽って入居した場合や暴力団員となったことが判明した場合には、明渡し請求を行い退去していただきます。
- 5 団地の共益費等は必ず納めてください。（隣組・自治会等で運営しています）。
- 6 承認を受けないで、親族及び他人を同居させることはできません。
- 7 承認を受けないで、増築や模様替えを行うことはできません。
- 8 動物の飼育はできません。犬、猫等のペット類は、鳴き声・匂い等で他の入居者や近隣の迷惑になりますので、飼育は固くお断りします。
- 9 住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりできません。
- 10 提出された書類は返却できませんのでご承知ください。
- 11 その他町営住宅条例、規則及び町の指示に従わなければなりません。

町営住宅には、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境を維持するため、自治会・隣組組織が協力していただいております。入居後は自治会・隣組等の活動へ積極的に参加していただきます。

特に、団地共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当

然の義務となりますので、積極的に参加してください。

また、家賃とは別に、階段等の通路灯の電気料金など、共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

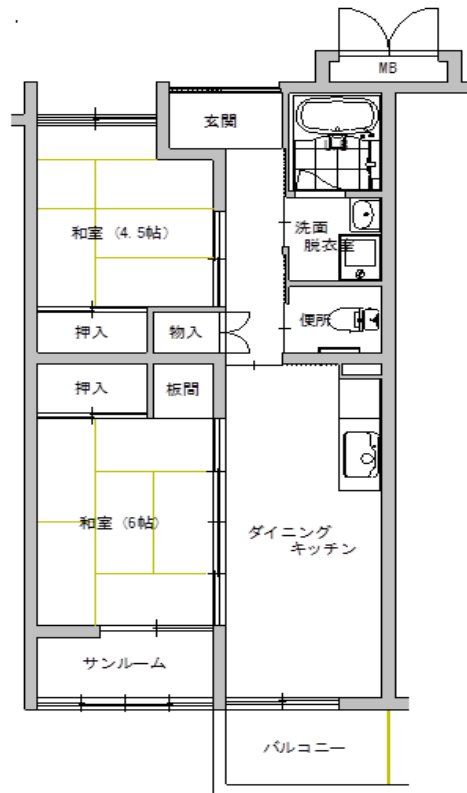
7. 位置図・間取り図

(参考図面のため、実際と多少異なる場合があります。)

■天神山団地（与謝野町字岩滝 1267 番地 1）

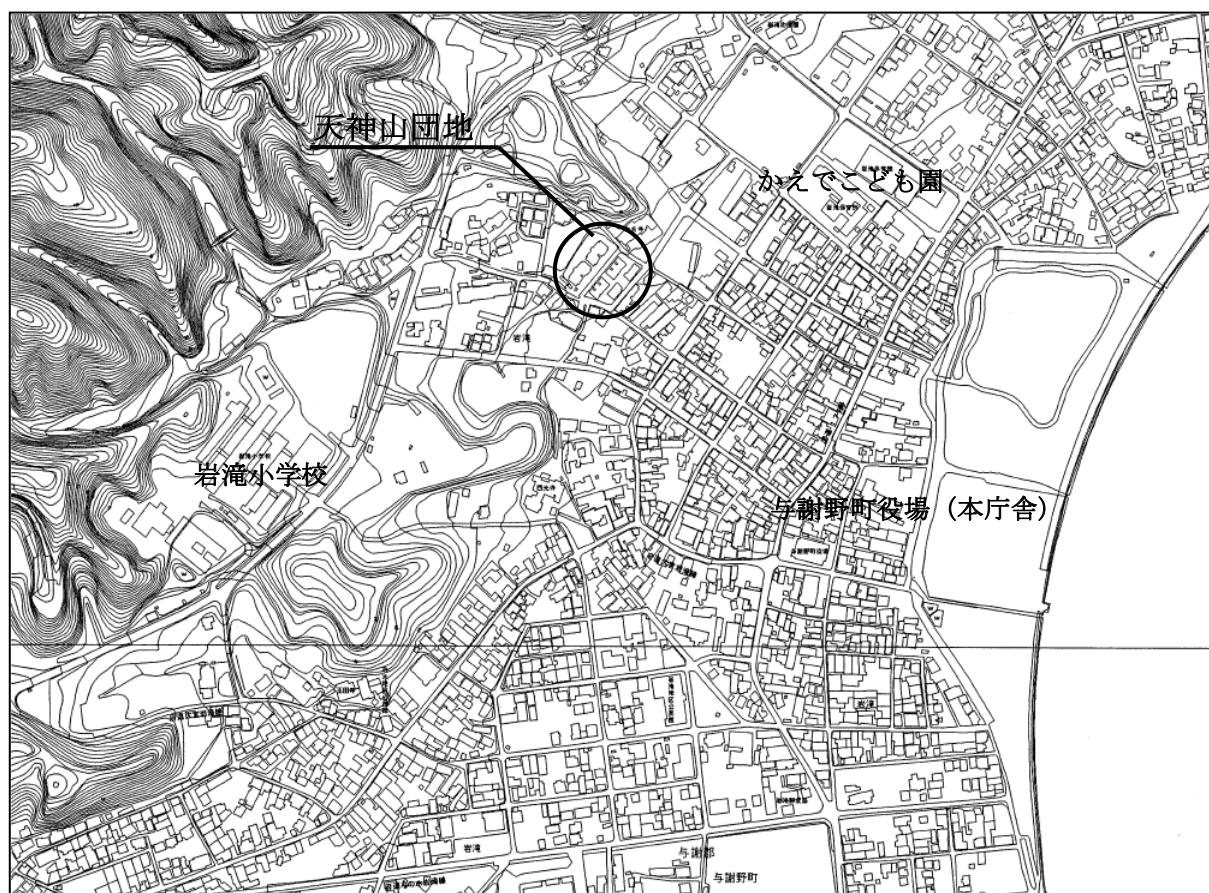


1-303号



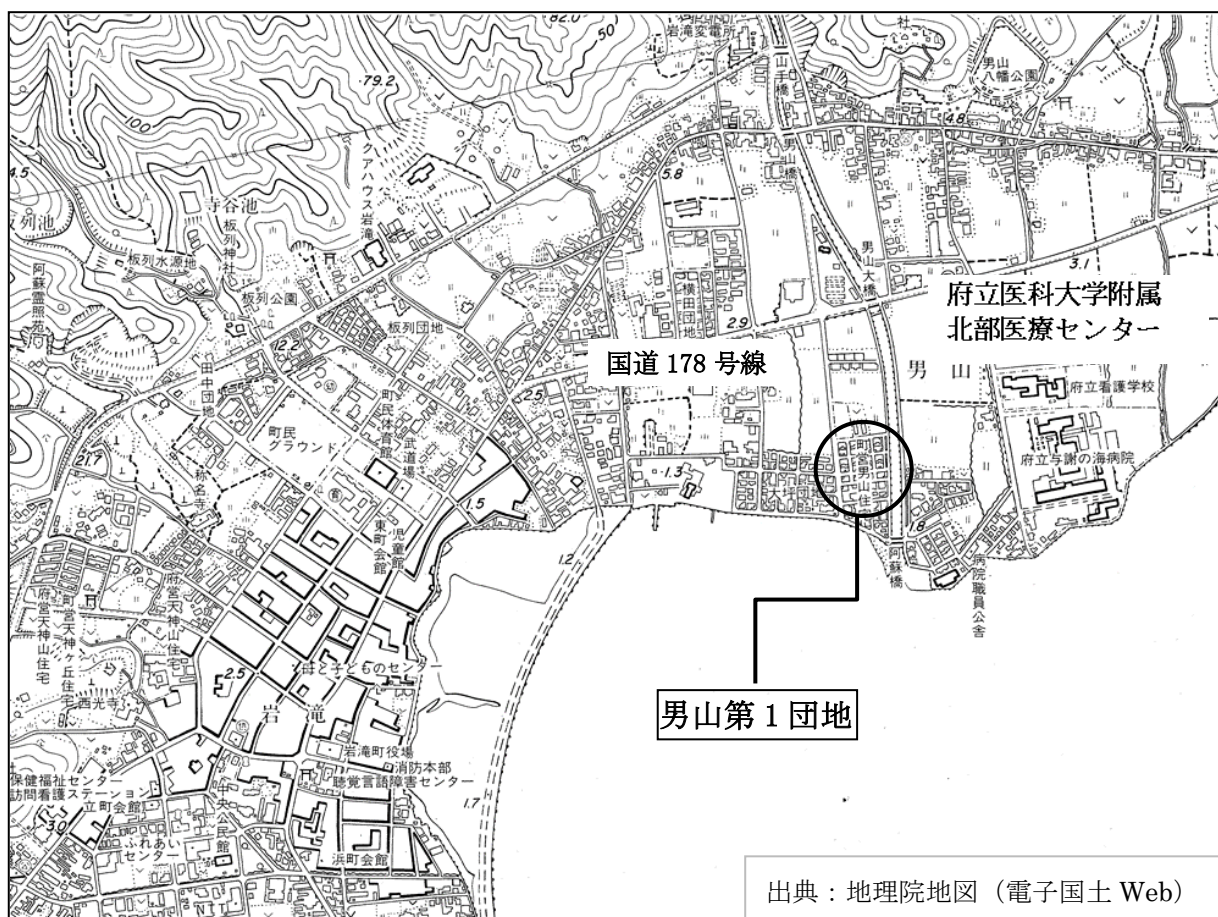
2DK（間取：6、4.5、DK）

■天神山第2団地（与謝野町字岩滝 1262 番地）

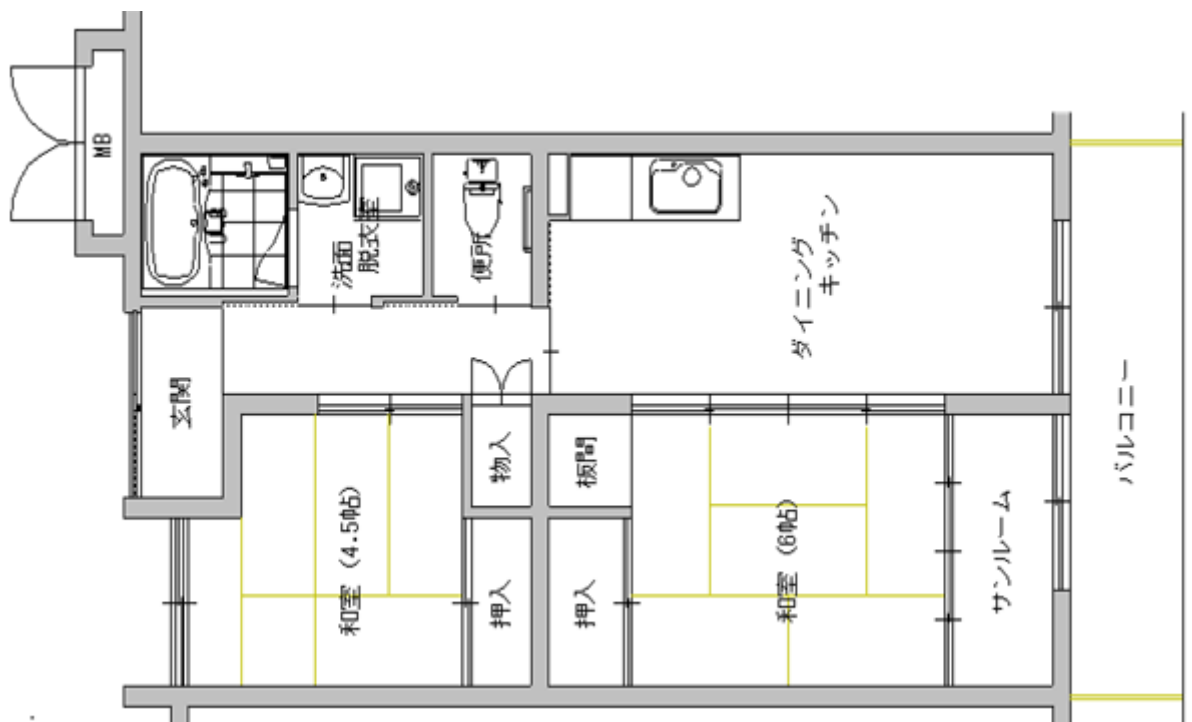


2DK（間取：6、5、DK）

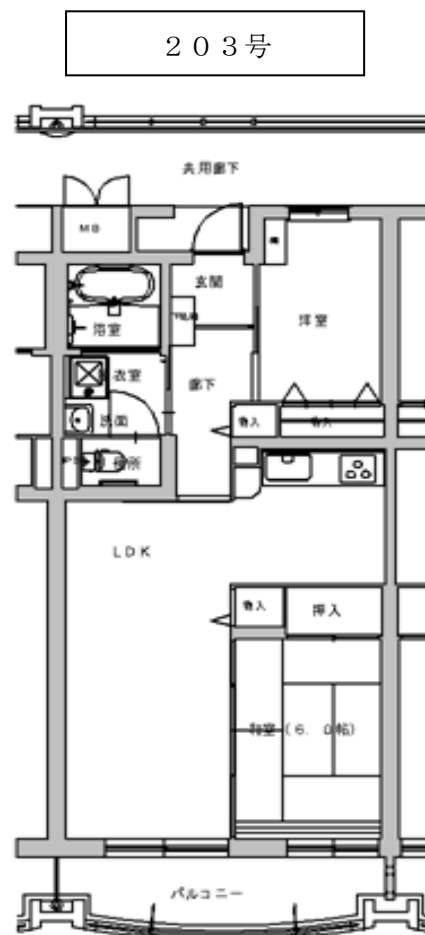
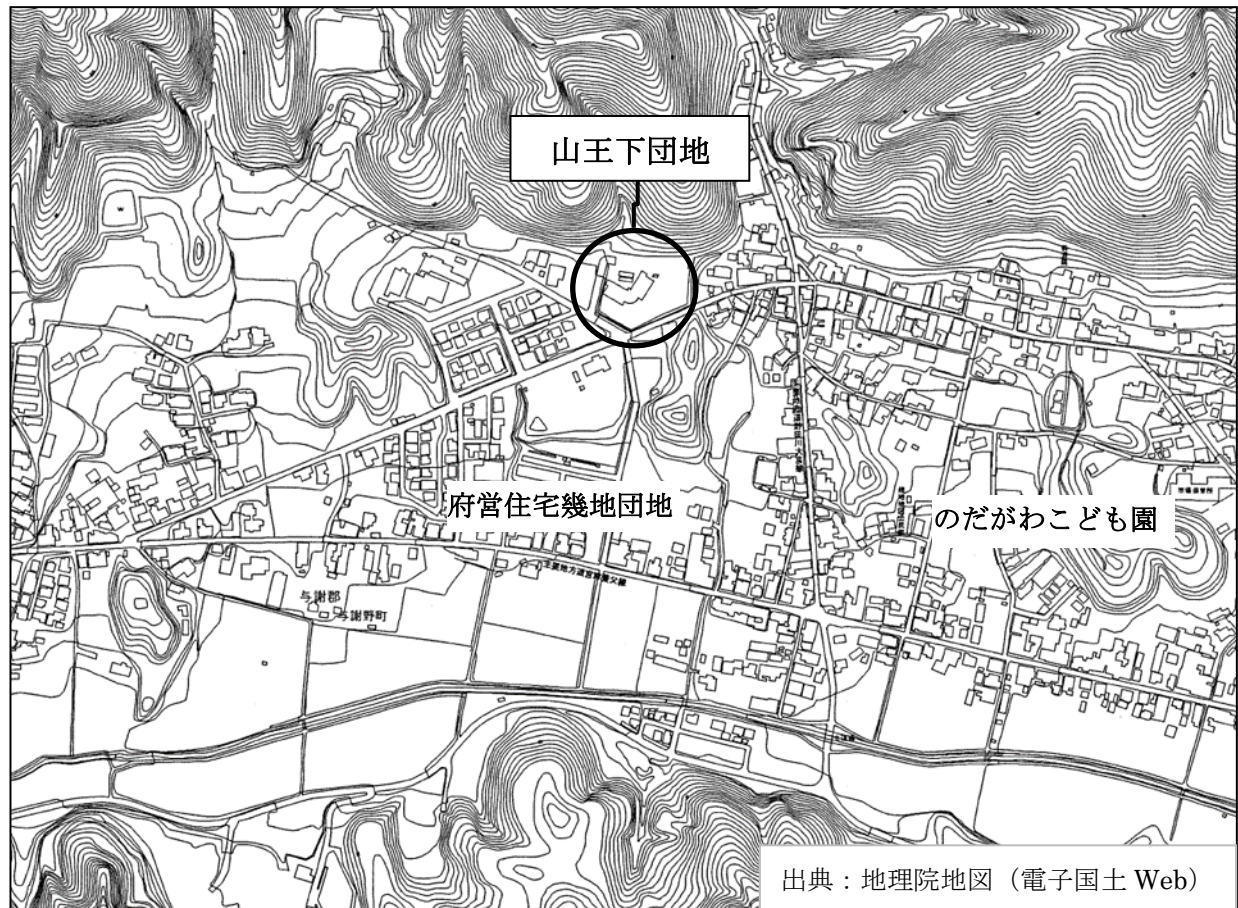
■男山第1団地（与謝野町字男山 248 番地 28）



206号



■山王下団地（与謝野町字幾地 2027 番地）



8. 特定公共賃貸住宅について

特定公共賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の規定に基づき、中堅所得者の方に良好な賃貸住宅を供給するために建設した住宅です。

■募集団地：下山田団地（募集戸数2戸）

所在地	建設年度	構造	団地戸数	募集戸数	部屋番号	家賃(円)	間取	住戸専有面積(㎡)	単身入居
下山田 1441 番地	H13	耐火構造 2階建	18	1	303	108,000	4LDK 6、6、6、6、LDK	99.72	不可

■申込資格

3 ページと同様の条件。ただし月額所得（11 ページ参照）が 15 万 8 千円以上 48 万 7 千円以下であること。

■家賃の減額制度について

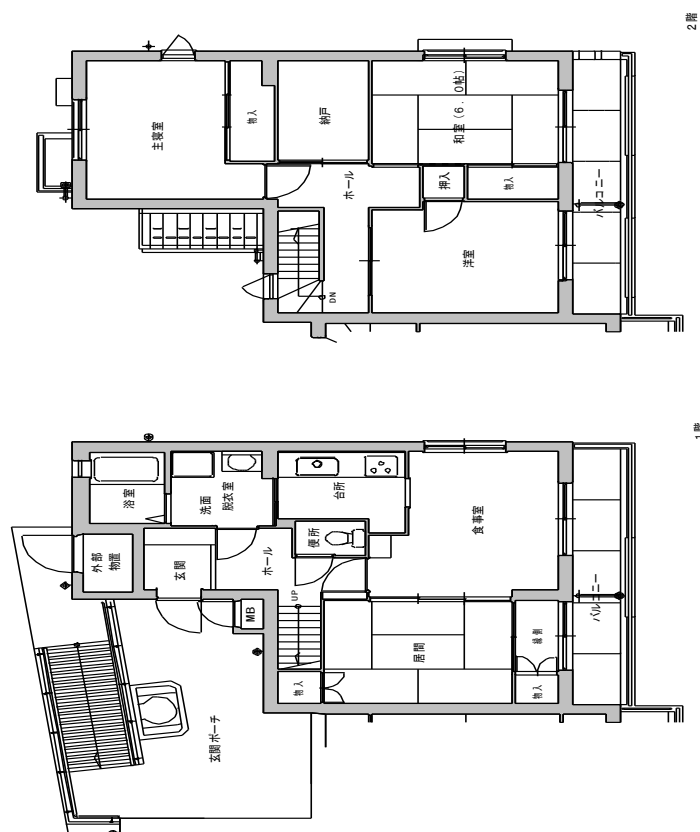
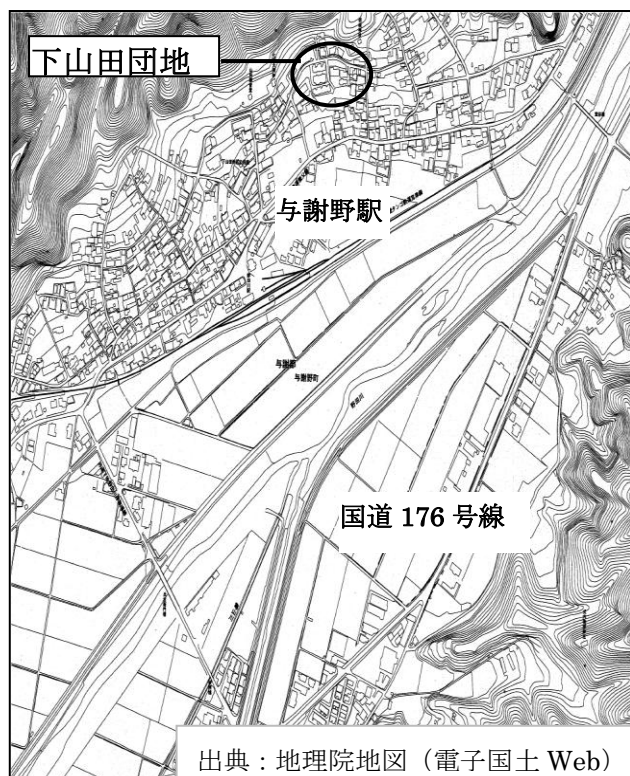
所得に応じ、家賃の減額を受けることができます。（最高 6 万 3 千円減額）

■申込みについて

この案内書には、特定公共賃貸住宅の申込用紙を付けておりません。

申し込みされる場合は役場建設課までお問い合わせください。

【位置図と間取り図】



今後の町営住宅入居者募集について

- ・次回の一般募集は令和9年1月頃の予定です。